

氷見市住宅リフォーム支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）第22条の規定に基づき、住宅リフォーム支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、氷見市における定住人口の増加及び市内で増加している空き家の有効活用を図るため、自らが定住する目的で空き家を購入する者に、その住宅の改修・増改築（以下「リフォーム」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助金の交付を受けられることができる者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有して1年を経過しない者
- (2) 市内に住所を有する直前に市外に1年以上居住していた者
- (3) 氷見市空き家情報バンク登録データベースに登録されている空き家を購入した者
- (4) 氷見市に住民登録を行い、3年以上定住する見込みのある者

(補助金の金額等)

第4条 補助金の金額は、購入した住宅のリフォームに要した費用の2分の1以内（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

2 前項に規定するリフォームについては、市内でリフォーム事務所を有する法人又は個人事業主と契約を締結して施工した場合に限り、補助金を交付するものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に

次に掲げる書類を添えて当該住宅購入後1年以内に市長に提出するものとする。

- (1) 対象住宅の登記事項証明書その他の住宅の取得の日を証する書類
- (2) リフォームに係る費用の支払証拠書類
- (3) リフォーム工事の施工前の写真、完成後の写真
- (4) 個人情報の取扱いに関する同意書
- (5) 氷見市住宅リフォーム支援補助金申請に関する誓約書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第6条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付を受けた補助金を返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 虚偽又はその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付を受けた者が、転入から3年以内に転出したとき。
- (3) 転入から3年以内に交付対象者又はその世帯員が市税を滞納したとき。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後にリフォーム工事請負契約が締結されたものについて適用する。

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに完了したリフォーム工事については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。